

## 下関市優良工事事業者及び優秀現場技術者表彰要領

### (目的)

第1条 本要領は、下関市が発注した建設工事(以下「工事」という。)において、工事成績が優秀な事業者及び当該工事を担当した現場代理人、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐(以下「現場技術者」という。)並びに施工困難な工事等で市に貢献した事業者を表彰することにより、公共工事の品質の確保、市内事業者の技術力及び現場技術者の資質の向上に寄与することを目的とする。

### (表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 優良工事事業者表彰
- (2) 優秀現場技術者表彰

### (表彰の選考対象)

第3条 市内事業者(下関市内に本店がある事業者。共同企業体の場合は全ての構成員が市内事業者であるもの。)のうち、次の各号のいずれかに該当する事業者及び現場技術者とする。

(1) 表彰をする年度(以下「表彰年度」という。)の前年度に完成した請負代金額が1,000万円以上の別表に掲げる部門(以下「対象部門」)の工事であり、下関市工事成績評定基準(平成17年2月13日制定。以下「評定基準」という。)による工事成績評定点(以下「評定点」という。)が82点以上の工事を施工した事業者

(2) 表彰年度の前年度に完成した対象部門の工事であり、施工困難な工事を施工したことにより市に貢献し、表彰に値すると認められ、かつ評定基準による評定点の平均点が70点以上の工事を施工した事業者

(3) 表彰年度の前年度に災害対応の工事等を行ったことにより市に貢献し、表彰に値すると認められ、かつ評定基準による評定点の平均点が70点以上の工事を施工した事業者

なお、表彰年度の前年度において、評定基準による評定点が付される工事実績がない場合は、平均点を70点とする。

(4) 表彰年度の前年度に完成した対象部門の工事であり、下関市優良工事事業者表彰推薦入札実施要領(試行)に基づいて推薦を受けた事業者

(5)同条第1項第1号に該当する事業者のうち、評価基準による配置技術者についての細目別評定点が3.5点以上の工事を担当した現場技術者

(欠格事項)

第4条 表彰対象事業者のうち、次の各号のいずれかに該当したときは、表彰の対象としない。

(1)当該表彰実施日の前年の4月1日から表彰日の前日までの期間に、指名停止を受けたとき。

(2)表彰年度の前年度に完成した請負代金額が1,000万円以上の工事で、評価基準による評定点が65点未満の工事があったとき。

(3)当該表彰実施日の前年の4月1日から表彰日の前日までの期間に、その他表彰することが不相当と認められたとき。

2 前項の規定にかかわらず、表彰実施日の属する年度の4月1日から表彰実施日の前日までの間において前項第1号又は第3号に該当することを事由として事業者を当該年度の表彰の対象としなかった場合は、当該表彰の対象としなかった事由は、翌年度の当該者に対する表彰の欠格事由とはならない。

(推薦)

第5条 主管課長は、第3条第1項第2号から第4号の規定により表彰を受けるにふさわしい事業者を下関市優良工事事業者推薦書(別記様式)(以下「推薦書」という。)により、下関市公共工事改革推進委員会(以下「委員会」という。)へ提出するものとする。

(審査)

第6条 委員会は、推薦書の提出を受けたときは、会議を招集し審査を行う。

2 委員会は、前項の規定により審査した結果を、速やかに市長に報告する。(表彰対象事業者の決定)

第7条 市長は前条第2項に規定する報告を踏まえ、表彰対象事業者及び現場技術者を決定する。

(表彰)

第8条 表彰は、市長が行う。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、令和6年4月1日以降に完成検査を完了した工事から対象とする。

別表(第3条関係)

対象部門	工事の工種・業務
土木一式部門	土木一式工事
建築一式部門	建築一式工事
大工工事部門	大工工事
左官工事部門	左官工事
とび・土工・コンクリート工事部門	とび・土工・コンクリート工事
石工事部門	石工事
屋根工事部門	屋根工事
電気工事部門	電気工事
管工事部門	管工事
タイル・れんが・ブロック工事部門	タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事部門	鋼構造物工事
鉄筋工事部門	鉄筋工事
舗装工事部門	舗装工事
しゅんせつ工事部門	しゅんせつ工事
板金工事部門	板金工事
ガラス工事部門	ガラス工事
塗装工事部門	塗装工事
防水工事部門	防水工事
内装仕上工事部門	内装仕上工事
機械器具設置工事部門	機械器具設置工事
熱絶縁工事部門	熱絶縁工事
電気通信工事部門	電気通信工事
造園工事部門	造園工事
さく井工事部門	さく井工事
建具工事部門	建具工事
水道施設工事部門	水道施設工事
消防施設工事部門	消防施設工事
清掃施設工事部門	清掃施設工事
解体工事部門	解体工事

別記様式(第5条関係)

下関市優良工事事業者推薦書

主管課名 \_\_\_\_\_

選考対象 (第3条)	第2号 第3号 第4号 ※該当する号数に○を付けてください。		
対象部門	部門		
工事名	工事		
工事場所	下関市		
請負金額	円		
工期	着工 年 月 日 ~ 完成 年 月 日		
完成検査日	年 月 日	評定点	点
受注業者			
工事概要			
推薦理由			